

○ 財務省告示第 200 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 4 年 6 月 13 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 22 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 18 回	500,000,000 円	102.60 円
〃	第 18 回	500,000,000 円	102.65 円
〃	第 20 回	5,000,000,000 円	103.80 円
〃	第 20 回	5,000,000,000 円	103.83 円
〃	第 20 回	5,000,000,000 円	103.90 円
〃	第 20 回	4,000,000,000 円	103.95 円
合 計		20,000,000,000 円	